

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護
内線番号	4746

No.	項目	内容
①	処分名	非医師理事長の許可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第203号
④	根拠条項	法第46条の6、施行規則第31条の5の3
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>法第四十六条の六(理事長の選出)  医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。</p> <p>施行規則第三十一条の五の三  法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該理事の住所及び氏名</p> <p>二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由</p>
⑦	審査基準	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第409号厚生省健康政策局長通知)
⑧	経由機関名	各保健所
⑨	協議機関名	京都府医療審議会
⑩	標準処理期間	
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	075-414-4746(医療課医務・看護担当)
⑬	備考	申請を予定されている方は、事前に医療課にご相談ください。